

議案第13号

養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

養父市市営住宅設置及び管理条例（平成16年養父市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「(ア、イ又はウに掲げる場合において、入居者又は同居者のうちに、婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていない者で、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定する寡夫に該当しない者については、それぞれア、イ又はウに掲げる金額に政令第1条第3号ホに掲げる額を12で除した額を加えた金額。ただし、259,000円を上限とする。)」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

